

## 意匠法における意匠の視覚性の意義

平成一七年（行ケ）一〇六七九

知財高裁平成一八年三月三一日判決

鷹取政信

### 一 事実の概要

本件は、原告が平成一五年一月三〇日に意匠に係る物品を「コネクター接続端子」とする意匠につき意匠登録出願をしたところ、審査官は拒絶理由通知を發した。

その要点は次の通りである。

① 本願意匠の視覚を通じて認定できる形状は、全長二mm程度の細幅の金属板（ほとんど毛髪程度のワイヤ状ともいえる）を中央で九〇度に屈曲させ、全体を約「く」の字状としたものとかろうじて認定できる程度のものである。

② このように、細幅金属板あるいは極細径の金属ワイヤーを中央部で九〇度に屈曲して、水平端子部を基板溶

意匠法における意匠の視覚性の意義（鷹取政信）

着させ、垂直端子部を他のコネクター等との接触部とすることは「実用新案登録第三〇三二八二号公報第四図の端子の意匠」及び「平成五年実用新案出願公開第〇八四〇四五号公報の第四図の端子の意匠」に見られるように、本件出願前より公然と知られていた。

③ したがって、本件出願は、公然知られた形状に基づいて当業者であれば容易に創作することができたから、意匠法三条二項により、意匠登録は許されない。

出願人は意見書を提出し意見を述べたが受け入れられることなく、拒絶査定されたので、これに対し、不服の審判請求（不服二〇〇四―六六三一号）をしたところ、審判官は、本件意匠は意匠法三条一項柱書に規定する意匠に該当しないことを根拠とする請求不成立の審決を行った。そこで原告は、審決の取消を求めて本案訴訟を提起した。

## 二 審決の要旨

審決の要点は、下記の通りである。

- ① 法の定める意匠といえるためには、意匠全体の形態が肉眼によって認識できることを要する。
- ② 本願意匠は、最下部の横幅の実寸法が〇・一五mmであって、その形態の具体的な態様が肉眼によって認識できないほど微小であるから、視覚を通じて美感を起こさせるものではない。
- ③ よって、意匠法三条一項柱書に規定する意匠に該当しない。

### 三 判決の要旨

(一) 意匠に係る物品の取引に際して、当該物品の形状等を肉眼によって観察することが通常である場合には、肉眼によって認識することのできない形状等は「視覚を通じて美感を起させるもの」に当たらず意匠登録を受けることができないといふべきである。

(二) 意匠に係る物品の取引に際して、現物又はサンプル品を拡大鏡等により観察する、拡大写真や拡大図をカタログ、仕様書等に掲載するなどの方法によって、当該物品の形状等を拡大して観察することが通常である場合には、当該物品の形状等は、肉眼によって認識することができないとしても「視覚を通じて美感を起させるもの」に当たると解するのが相当である。

(三) このように解すると、肉眼によって認識し得ないものは常に意匠法上の意匠に当たらないとする意匠審査基準に反することとなる。

(四) しかし、取引の際に形状等を拡大して観察することが通常である物品の分野においては、拡大された態様で、当業者（その意匠の属する分野における通常の知識を有する者）に物品の形状等が認識され、当業者によって新たな

意匠が創作されるとともに、カタログ等の刊行物に拡大図等が記載されると解される。

そして、意匠出願の願書にも、拡大図等が添付されたり、意匠の大きさが記載されたりする（意匠法六条三項参照）から、特許庁において意匠法三条各項その他の意匠登録要件に該当するかどうかの審査等をする上でも、各別の支障は生じないと考えられる。

（五） 以上によれば、意匠登録を受けることのできる意匠は肉眼によって認識し得るものに限られるとした審決には、意匠法三条一項柱書き、二条一項の解釈を誤った違法がある。

#### 四 評 釈

イ 意匠とは物品の形状、模様、色彩若しくはこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるものである（意匠法二条一項）。この「視覚を通じて」美感を起こさせるものでないときは、「工業上利用できる意匠」の登録要件の「意匠」に該当しないから、意匠が具体的にでないため意匠の成立要件を満たさず意匠登録を受けることができる（同法三条一項柱書き）。

ロ 視覚性を意匠の成立要件に定めた理由

裁判所は、視覚性を意匠の成立要件に定めた理由を次のように説示している。

「意匠法にいう「意匠」は「視覚を通じて美感を起こさせるもの」であるから（同法二条一項、物品の形状等であっても、視覚を通じて美感を）起こさせるものでないときは、意匠登録を受けることができない。意匠法がこのよう

に規定した趣旨は、物品の形状に係る考案（自然法則を利用した技術的思想の創作）が実用新案法による保護の対象とされること（同法一条）に照らし、物品の形状等が、専ら技術的思想に由来するものであって、美感とは無関係な場合には、意匠法により保護される「意匠」には当たらないとすることにありと解される。」と説示した。

この解釈に同調する見解もあるけれども、これは同一物品に成立する技術的思想と意匠を峻別するために、美感を起こさせるものに限定した理由付けと解すべきであり、視覚性を要求している直接的な理由付けと解しにくい。

意匠は①物品の形状、②物品の形状と模様の結合、③物品の形状、模様若しくは色彩の結合、④物品と形状、色彩の結合の関係において成立するものである。すなわち、意匠は物品と離れては成立しないものであり、物品即意匠と<sup>(2)</sup>言われている。

意匠は同一用途で同一機能の二物品があり、一方が美的処理を施された模様等を有するが、他方はそのようなものを有しない無地のものであった場合、しかしながら、両者は同一価格の物品として市場に置かれたとき、需要者はどちらに美的関心、興味、刺激等を与えられるであろうか。需要者の購買動機に美感が働きかけることに着目するならば、それは人間心理・感情に刺激を与えられる方を選択するであろう。その結果、美的処理が施された物品が購入されることになり、美感は需要を引き起こす誘引となる。<sup>(3)</sup>

この間のメカニズムは、市場において、需要者の視覚により二つの物品を直接手にとる等して観察する。観察は肉眼で比較し吟味し、需要者がすでに自己の経験や体験から形成されたイメージの趣味・嗜好にあった美的なものを形成しており、そのうちなるイメージと現実<sup>(1)</sup>に存在する物品とを比較することになる。自己がすでに抱いていたイメージの美的なものから測定し、遙かに刺激的な美に心を動かされることになるであろう。人が美を感得する器官は、主に視覚であり、視覚器官が最も物品という存在を把握するために適している。なぜならば、意匠法は前記した意匠の

市場に於ける働きを通じて物品の購買需要を引き出し、物品の大量生産を促し、もって産業の発達に寄与しようとする（一条）目的を達成するため、意匠が成立する物品は技術的考案が成立するような抽象的なものではなく、より物理的に具体的な存在として捉えられるからである。したがって、物理的に具体的な物品は、視覚器官を通じて把握することが最もふさわしいと結論付けられるからである。

「視覚を通じて」と規定する理由は、発明や考案との区別概念として用いたというよりも、むしろ、意匠の市場における美感の需要刺激機能や需要増大機能を發揮しうる本質的要素から導き出されるべきものであると解すべきである。

ハ 意匠の成立要件の一つをなす「視覚を通じて」の規定は視覚性の問題である。

従来、意匠の成立要件としての視覚についての解釈は次の三つの意味があると解されている。<sup>(4)</sup>

- 1 視覚以外の感覚でとらえられるものは意匠ではないという意味。
- 2 肉眼で識別し得るものに限定する意味。
- 3 外部から見るところが意匠であるという意味。

特許庁は審査基準で「視覚にうたえるものでないものは意匠を構成しないもの」として定め、「粉状物及び粒状物単一物のように肉眼で形態が判断しにくいもの」と定めていた。<sup>(5)</sup>

私法は、前記三つの意味を分析すると、①視覚器官限定、②人の裸眼認識限定、③人の観察範囲限定の三つに分類することができると考ええる。

#### 1) 視覚器官限定の要件

視覚の語は視覚以外の五官を通じて美感を起こさせるものを排除する意味があるとする解釈である。

2) 人の裸眼認識限定の要件

視覚の語は人間の視覚を司る肉眼を通じて意匠を認識できるものであることを意味するとの解釈である。「視覚」裸眼」肉眼」と解釈するものである。

3) 人の観察範囲限定の要件

視覚の語は人が物品の外部から観察して見えるものに限定するべきであるとの解釈である。

本件判決の意義は、この上記の三分類のうち、視覚器官限定の要件を除いた、人の裸眼認識限定の要件と人の観察範囲限定の要件について、その具体的な基準を明らかにした点である。

ロ 視覚の三要件の解釈

以下前記分類に従って解説する。

(一) 視覚器官限定の要件の解釈

視覚の語は視覚以外の触覚、聴覚、味覚、臭覚を通じて美感を起こさせるものであるときは、意匠法による保護は及ばないことを明らかにしたものであり、触覚、聴覚、味覚、臭覚に訴えて感知し得るものは意匠ではないと解かれている。<sup>6)</sup>

裁判所も「意匠法二条一項が「視覚を通じて」と規定したことによれば、物品の形状等が美感を起こさせるとしても、視覚ではなく、触覚、聴覚等を通じて美感を起こさせるものであるときは、意匠法による保護は及ばないということが出来る。」と説示している。

意匠が視覚により認識できる具体的な物品の外観における美的処理された創作を言うのであるから、それは視覚で

認識し捉えることがもつとも現実的に妥当であるといえるから、この要件について特に疑義は生じないと思われる。

なお、立法論としては、視覚以外の感覚、たとえば、ユニバーサル・デザインやバリアフリーの思想に基づき触覚による認識が可能な意匠も生まれている。不正競争防止法では、既に、商品形態の定義において、商品の外部及び内部の光沢や質感も含めた立法をしている（不正競争防止法二条四項）こととの整合性を図る必要性もあるものと考えらる。

## （二） 人の裸眼認識限定の要件の解釈

イ 裁判所は人の裸眼認識限定の要件の解釈について、次のように疑問を投げかけている。すなわち、「同項にいう「視覚」が肉眼により認識することに限られ、肉眼によって認識し得ない大きさの物品の形状等は同法により保護されないのか。

そして、さらに「肉眼」とは、広辞苑〔第五版〕によれば「肉体に備わっている眼球、眼鏡、望遠鏡などを用いない生来のままの「視力」を意味するが、眼鏡やコンタクトレンズは、視力を日常的に補助する道具であり、対象物を拡大するためのものではないから、以下、眼鏡等を用いる場合も含めて「肉眼」の語を用いる、あるいは、対象物を拡大する道具（拡大鏡、顕微鏡等）を用いて形状等を認識し得るものであれば足りるのかは、意匠法の文言からは必ずしも明らかでない。」と述べている。

ロ 原告は意匠法の規定上は「視覚」というのみであって「肉眼」によることを要求していない。また、高精度な成型技術、加工技術が進歩し、物品が極小化している現在の状況下で、意匠法の保護対象を肉眼観察によって形態を認識し得るもののみ限定することは、産業界や社会の実情から遊離するとともに、意匠の創作を奨励して産業の発



達に寄与するという意匠法の目的に反する。本願意匠のように、その物品の分野において拡大鏡等を使用して形状等を認識した上で取引が行われることが一般的である場合には、肉眼により観察することができるものに意匠法の保護の対象を限定することは相当でないといふべきである。したがって、特許庁の意匠審査基準は妥当性を欠くから、同基準に従った審決の判断は誤りである。」と主張した。

#### ハ 特許庁の解釈

審決は、本願意匠は、右側面図に表した形態の最下端部の横幅の実寸法を○・一五mmとするものであって、「通常の状態」ではその形態の具体的な態様を肉眼によって認識することができないほど大きさにおいて微小なものであると認定し、その形態自体を捉えることが極めて困難であって、視覚に訴えるものとはいひ難い。よって「視覚に訴えるものとは、意匠登録出願されたものの全体の「形」「態」が、肉眼によって認識することができるものをいう」との特許庁の意匠審査基準に従って、本願意匠は、意匠全体の形態を肉眼によって認識することができないから、意匠登録を受けられない。

すなわち、通常の状態得意匠の形態の具体的な態様を肉眼によって認識することができないほど微小な大きさのものも意匠全体の形態を肉眼によって認識することができないから、意匠登録を受けられない。これは現在の特許庁の審査基準を適用した結論であった。

この解釈は、視覚性の意味として肉眼により認識できるものが意匠であると解し、その肉眼は直接裸眼により見ることができ形態を認識できるものに限定すると解する見解であると理解できる。

二 これに対して、裁判所は「意匠法の目的は、意匠の保護及び利用を図ることにより、意匠の創作を奨励し、もつて産業の発達に寄与することにある（同法一条）この目的にかんがみると、微小な物品であっても、工業的に同一

の形状等を備えた物品として設計し、製作することが可能な場合には、その意匠につき保護を与えるべきものであり、殊に、微小な物品についての成形技術、加工技術が発達し、精巧な物品が製作され、取引されているという現代社会の実情に照らすと、意匠法による保護を及ぼす必要性は高いとすることができる。他方、意匠に係る物品の形状等が、当該物品が取引される通常の状態において、視覚によって認識され得ないときは、意匠を利用するものとはいいい難いから、意匠法の上記目的に照らし、同法の保護は及ばないと考えられる。」と説示した。

しかして、意匠は肉眼で識別し得る範囲に限るということについては、人の裸眼で認識できる範囲に限定すべきか、人の裸眼を補う人工物の道具を使用して間接的に認識できる範囲まで拡大すべきか。拡大範囲を認めるためにはどこまで拡大した場合どのような条件を課すべきかという問題を含んでいる。

#### (一) 裸眼認識範囲限定の考え方

この考え方は従来から厳格に解釈されてきた審査基準の考え方に近いものである。すなわち、視覚による観察は自然人の視覚器官にある裸眼で直接認識できるものに限定するべきであるとの考え方である。<sup>(1)</sup> この考え方は単純で明快である。しかし、このように割り切つてよいものか疑問である。この考え方では、視力能力は個人差があるにも拘らず、常に裸眼のみで直接認識したものしか意匠の成立性を認めないことになり、平等観念、公平観念に反することになるであろう。視力能力が正常な人は、裸眼で観察して直接認識できれば当然、「視覚を通じて」美感を認識したといえるのは原則として正当であると言ふべきである。しかし、視力能力が低下し、裸眼で観察して意匠を直接認識できない人に対しては視覚を通じて美感を認識できないと断ずることになる。したがって、このように解釈すべきではない。

(二) 通常の裸眼補助用具利用による視認範囲限定

この考え方は、人の視力能力を補う眼鏡やコンタクトレンズなどの裸眼の補助用具を利用し観察して認識できる範囲に限定しようとする考え方である。

現代社会において、人は、視力能力低下を補う道具を利用することが通常のことになっており、そのような行為自体何ら不自然なものではない。したがって、需要者の多くがこのような裸眼の補助用具を利用して観察し認識できる状態にあることは通常の状態と同視しうることであり、それは社会的妥当性がある。

需要者の視覚を通じて美感を起させるとき、視力を日常的に補助する道具を利用して観察している者も正常に取引できるのである。この点からも裸眼の補助用具の利用者は産業の発達に貢献できる適格があると言える。

(三) 正常な視力機能の補充範囲限定

この考え方は、裸眼の補助用具を利用し正常な視力機能を超えてそれ以上に、その視力能力を人の正常な能力よりもさらに拡大した能力を付与し、その範囲までも視覚性を認めようとするものである。

この考え方は今回の事件で裁判所が取上げた点である。すなわち、人の正常な視覚能力では直接認識できないような微小の大きさである場合でも、これを人の正常な視力能力で認識できるように提示した場合、正常な視力能力を通じて、その提示内容から意匠を具体的に認識できる範囲まで意匠の視覚性を認めようとする考え方である。

したがって、その提示内容から意匠を具体的に認識できないような提示の仕方をしている場合には正常な視力能力で認識できなくなるので、意匠の視覚性を拡大解釈して認めないという結論となる。

## (四) 意匠の提示方法と視覚

視覚は観察する側に立つ者の問題である。意匠の提示方法は意匠を製造・販売する側の問題である。すなわち、これらは対象と被対象の関係にある。意匠の視覚の要件は、対象と被対象の両方に係る要件であると捉えるべきであろうか。

観察される対象はあくまでも実体としての意匠である。この意匠自体が視覚性を備えていない場合に、すなわち、特に、肉眼で直接認識できないほど微細、微小な物品の形態であり外部から見えない場合、被対象である観察者の便宜を考慮し観察対象を拡大するなり、拡大写真や拡大図面、カタログなどに表現する提示方法を用いることを認めてよいのであろうか。

純粹に理論的に思考するならば、実体としての意匠は具体的な物品で実物大のものであり、拡大されたものではない。したがって、意匠の提示方法をむやみに際限なくいろいろな方法を認めるべきではないであろう。これが原則である。なぜならば、意匠の実体と掛け離れたものが、意匠権で保護され、権利として行使されることになる危険を回避すべきだからである。しかし、実務は、図面中心主義を用いて、意匠登録出願は願書の記載と図面から意匠の物品面と形態面の情報を総合して実体とは別個のイメージを膨らまして意匠を把握し特定しようとしている。このような実務から、巨大な乗り物、たとえば、船、飛行機、車などの物品を縮小して表現し、視覚を通じて認識できるように提示する方法も採用されている。

巨大な物品は、人の肉眼で補足するためには、観察対象物からかなり遠くまで離れなければ全体を観察できないであろう。それは隔離観察に近いものとなる。取引の実態がそのようなものではないと推測するが、実際は、巨大な物

品は縮小した図面や見本を介して提示され、そのように提示された縮小化された物品の外観を観察して取引されるものと思われる。

したがって、具体的な物品の外観を観察することは理想的である。しかしながら、取引の実体としては実物を観察して取引していない物品も存在するのではなからう。もし、そのような取引実態があった場合、そのような取引実体は、法が意匠を通じて産業の発達を図ることを目的とするゆえに無視できない。したがって、実物の大きさを縮小したとき、肉眼でそのすべての形態を認識できない場合であっても、意匠登録の特定方法としては図面で認識できる範囲でその形態を特定することが正当だと評価する考え方が<sup>(8)</sup>ある。

具体的に意匠を特定する手立てとして意匠の大きさを明示する方法も考えられる。<sup>(9)</sup>意匠を拡大する場合には、現物の意匠の大きさを数字で明示することを条件として認めることにすれば、これに接した者は、大きさを理解してから拡大された表現物を観察できるのでより正確にイメージを形成できる。

意匠の認定方法に関して、単に図面によるばかりでなく、実際製品の実物もイメージして認定すべきである。<sup>(10)</sup>

#### (五) 意匠の提示目的と方法

意匠を拡大して提示する方法により微小な物品の取引が行なわれている場合、その提示目的は何か明確にするべきだろうか。

カタログなどで拡大された物品の具体的な図面を掲載し、その図面を見て取引されている場合、又は、拡大鏡等によって現物を観察する慣行があった場合、その拡大の意図又は目的が専ら不良品の有無等の検査や品質の評価を目的することにある場合には、意匠を具体的に把握することが目的ではない。

本件判決では、カタログ等に拡大図において、個々のコネクタ―接続端子についてみると、まず、カタログ等の記載のうち、斜視図等は、個々のコネクタ―接続端子を拡大して表示するものではなく、これによってコネクタ―接続端子の具体的な形状等（屈曲又は折曲の有無やその曲率ないし角度、端部の形状、段差の有無等）を把握することは困難であること、拡大図は、そのほとんどが断面図ないし側面図であって、正面図や平面図を併せて表示するなどして、立体的形状を的確に認識し得るようにしたものは、ごくわずかであること、拡大鏡等によって現物の観察は専ら不良品の有無等を検査することにあると認められ、美感を起させるものであるかどうかという見地から個々のコネクタ―接続端子を拡大して観察するものではないことを理由として、「本願意匠に係る物品「コネクタ―接続端子」においては、その取引に当たり、物品の形状等を拡大して観察しているということはできないから、その形状は、肉眼によって認識することができると認められない限り、意匠法により保護される意匠には当たらないと解すべきである。」と判示した。

この判決では、意匠の提示方法が意匠の提示目的によって異なる場合には、結論も異なる解を導くことになる。本判決は、意匠は具体的に視覚を通じて直接認識しうるような代替手段によって行なわれ、かつその内容から意匠が具体的形態を正確に把握できるならば、そのような方法の拡大提示による意匠の特定方法であっても、意匠の視覚性の要件を容認することとした。

本判決の提示した前記の要件は形式的な枠を求めたに過ぎない。実質的には、そのようにして、意匠が特定され、肉眼で認識できるように拡大解釈しても、それだけでは説得力に不十分である。そこで、正常な視力機能の補充手段と取引の実態を検討しなければならない。これに関しては、先に述べた原則の例外的扱いを許容するものであるから、例外に対しては厳格な制限要件を課すべきである。さまなければ、意匠保護の客体的範囲が無制限に拡大することを

許すことになる恐れがあるからである。

(六) 正常な視力機能の補充手段と取引の実態

正常な視力機能の補充手段であっても意匠を特定し得るとしたことを形式的に肯定した場合、この形式的条件のみで、現実の実体と遊離した観念的意匠と比較対象意匠を観念し、法的評価を行い両者の同一または類似の判断を行ってもよいものであろうか。

少なくとも、拡大手段を用いて表現された意匠と出願された意匠、又は、登録意匠に係る願書と図面に表現された意匠と侵害物品に係る意匠の両者の同一または類似の判断は、形式的に拡大して特定した意匠を対象として行われる場合、形式的には、両者が同一または類似と判断されれば、両者が同一または類似としての法的効果が発生することになる。

意匠の実体が視覚を通じて認識できないにもかかわらず、それを拡大するなりして提示された意匠のままで、どのようなものでも形式的に両者が同一または類似としての法的効果を発生させるのは行き過ぎであると言わざるを得ないであろう。

その歯止めとして、取引の場において、視覚を通じて認識できないにもかかわらず、それを拡大するなりして提示された意匠のままで実際に物品の取引実態が存在するという事実の裏付けを立証させなければならぬと解すべきである。

これにより、保護されるべき意匠の範囲が無限に拡大することの歯止めをすることができるからである。

ハ 人の観察範囲限定の要件

意匠法における意匠の視覚性の意義（鷹取政信）

外部から見えるところが意匠であることは、外部から見えないところは意匠でないことを意味し、それは観察範囲の問題と捉えることができ、観察範囲のうちで観察しうる対象の範囲、観察される側の状態、態様などの問題である。

(一) 観察しうる対象の範囲

観察しうる対象の範囲とは、視覚により外部が見える対象の範囲をどこまでの範囲と解すべきかである。

外部から見えないところの範囲を肉眼で形態を特定できない構成要素は類否判断において、判断対象とならない。よって、意匠権の侵害問題において、イ号物品が特定できない。そのような物は意匠として成立していないから意匠登録されていても意匠権侵害として救済されないとの結論を導くことになる。

原子、電子や分子レベルの世界で観察しうるものは、意匠としての形態を特定できないであろう。しかし、ナノレベルの世界において創作される形態、たとえば、半導体部品などは、人がある目的の機能を実現しうる最小限の世界における形であるといわれている。このような世界の技術開発にとともに技術が成熟したとき、その製品のデザインが競われるようになるであろう。

ナノレベルで創作された意匠の形態が電子顕微鏡で視認でき、それが表示装置に拡大してスクリーン上に表され、その形態を確認して商取引が行われることも、ナノ産業界で実際に行われることも容易にイメージできることである。このような方法で、特定できるようにイ号物品を拡大して提示した場合、特定が可能となるであろう。

(二) 観察される側の意匠の状態・態様

肉眼で特定できない場所に意匠が組み込まれていた場合、外部から見ることはできない。内部に隠れて見えないよ



うな部品は、意匠として保護されないであろうか。

これについては、下記の三つの考え方が<sup>(1)</sup>ある。

- (一) 外部から見えなくても互換性があり、通常の状態において独立して取引されている場合には、意匠として保護されるべきであるとの考え方<sup>(12)</sup>。
- (二) 外部から見えないものは意匠が具体的でないから意匠として保護されるべきでないとの考え方<sup>(13)</sup>。
- (三) 外部から見えない部分が全体の一部であった場合、見えない部分が要部でなければ意匠全体として保護されるべきであるとの考え方<sup>(14)</sup>。

私見としては、侵害段階の議論として、意匠の視認性をどのように解すべきか、意匠の保護と意匠を利用する第三者、産業界や取引界の利益を考慮して妥当する解を模索すべき時期に來ていると考えているところである。

- (1) 藤本昇 意匠法上の「視覚性」について画期的な判決 知財管理 Vol.56 No.9 2003 一三四四頁
- (2) 五味飛鳥氏は物品と形態との関係については、一体説と可分説があり、前者には一体可分説と一体不可分説があるとされ、一体可分説、一体不可分説と可分説について詳細な検討と私見を述べている。意匠即物品が意匠と形態との関係であると捉える見解は、一体説の一体不可分説であるとする。そして、物品は抽象的なものではなく、具体的なものと解する見解である。この見解に対しては、「物品の成立に形態性を要求すると、形態性要件が重複してしまうとの批判されている」と述べている。「意匠法コンメンタル 第一章 第二条 定義、三〇頁から五二頁」
- (3) 杉林信義、笹倉毅、小川宗一、鷹取政信 「知的所有権法」発明協会 二二九頁～二四〇頁
- (4) 高田忠 意匠 工業所有権実務双書第六版 有斐閣発行七五頁
- (5) 審査基準三一―一〇四

意匠法における意匠の視覚性の意義（鷹取政信）

- (6) 高田忠 前記七六頁
- (7) 田村義之 知的財産法第四版 三三七頁から三三八頁 有斐閣
- (8) 藤本昇 「意匠法上の視覚性について」、「意匠法及び周辺法の現代的課題」 発明協会 三八頁
- (9) 藤本昇 前掲三三頁
- (10) 先例として、登録意匠の要部認定に当たっては、単に図面に表された線のみに基づき認定されるべきでなく、実際製品をイメージして要部認定が行われるべきである（平成一六（ワ）六二六二 大阪地裁平成一七年二月二五日判決）と判決が参考となる。
- (11) 板倉集一 「外部から看取し得ない侵害物品と意匠権の効力」 「判例意匠法」 発明協会 七九二頁
- (12) 松村信夫・三山俊司 「実務に役立つ知的財産関係法の解説」 新日本法規 六一頁
- (13) 山口健司 意匠権侵害の成立と意匠の視認性の要否 知財管理 日本知的財産協会 二〇六頁
- (14) 茶園成樹 減速機付きモーターを製造販売することが意匠に係る物品を減速機とする意匠権を侵害しないとされた事例